

第21回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

平成17年3月9日(水) 10時05分～11時15分

2 場 所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

(委員) 栗林会長、桐村委員、田中委員、田辺委員、川戸委員

(防衛庁) 松本人事第一課長(幹事)、廣田防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議 事

(1) 開会の辞

○ 会 長 只今より「第21回自衛隊員倫理審査会」を開催します。本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましてはご参集頂き、誠にありがとうございます。

(2) 第20回自衛隊員倫理審査会議事録について

○ 会 長 それでは本日の議事に入りたいと思います。1番目は「第20回自衛隊員倫理審査会議事録」について説明頂きまして、決裁を頂く件であります。それでは、人事第1課から説明をお願いします。

○ 人事第1課長 御紹介の自衛隊員倫理審査会の議事内容でございますが、「第19回自衛隊員倫理審査会議事録の審査」「平成16年度第3四半期の贈与等報告書の審査」「自衛隊員倫理規程の一部改正」最後に「議題等の議決」でございます。

○ 会 長 それでは「第20回自衛隊員倫理審査会議事録」について審議します。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

○ 会 長 特段ご意見がないようですので、この議題はご承認いただいたとして、決裁につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと思います。

(3) 贈与等報告書の審査について

○ 会 長 2番目は、「平成16年度第3四半期の贈与等報告書の審査」でございます。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の自衛隊員が提出をした「平成16年度第3四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うこととなります。

それでは、説明をお願いします。

○ 人事第1課長 お手元にごございますダイジェスト版の資料をご覧いただきたいと思います。これに従って全体の状況をご説明させていただきます。

平成16年度第3四半期の報告件数は204件ございまして、前年度の同期、平成15年度3四

半期と比較しますと、前年同期が205件でありますので、ほぼ同数となっております。

前年同期との主な相違点は、著述に対する謝礼が前年同期より28件の減少、講演等に対する謝礼が、前年同期より17件の増加、テレビ出演等に対する謝礼が5件の増加となっております。

次のページをご覧ください。機関別に見て特徴的なものとしましては、報告書の提出が多い防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所が減少、逆に、陸・海・空自衛隊が増加となっております。組織として多い機関としては、陸上自衛隊、防衛研究所の順となっており、倫理法施行以降、傾向は同じでございますが、防衛研究所については、平成16年度は減少しております。

次の頁をご覧ください。平成16年度第3四半期の個別の贈与等報告書についてご説明させていただきます。

最初に賞金の贈与についてご説明いたします。

1番は、部外の私的サークルが発行する研究誌に寄稿したものが、優秀作品として表彰され、副賞として賞金を受領したものです。

2番から7番は、部内の私的サークルが発行する機関誌に寄稿したものが、優秀作品として表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

有価証券の贈与についてご説明いたします。

8番は、銀行が協催するコンサートの入場券を、銀行から受領したものです。

著述に対する謝礼について、ご説明いたします。

9番から30番は、部外の私的サークルが発行する機関誌への原稿執筆

31番から81番は、部内の私的サークルが発行する機関誌等への原稿執筆

82番から91番は、防衛庁が所管する法人が発行する機関誌への原稿執筆

92番は、各省庁が所管する法人が発行する機関誌への原稿執筆

93番から97番は、新聞社からの依頼による新聞への原稿執筆

98番から115番は、通信社、出版社等からの依頼による書籍等への原稿執筆です。

著述による印税について、ご説明いたします。

116番、117番は、それぞれ出版された書籍の印税です。

講演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

118番から124番は、官庁等からの依頼による講演等に対する謝礼

125番から147番は、各種法人等からの依頼による講演等に対する謝礼

148番は、新聞社からの依頼による講演

149番から158番は、大学、学会からの依頼による講演

159番から171番は、医学会、医師会、製薬会社等からの依頼による講演

172番、173番は、福祉、奉仕団体（いわゆるボランティア団体）からの依頼による講演

174番から177番は、自衛隊に対して激励支援等を行っている団体からの依頼による講演

178番、179番は、研究会等からの依頼による講演

180番、181番は、出版社からの依頼による講演

182番は、神宮からの依頼による講演

- 183番は、陸上自衛官のOBで結成された親睦会からの依頼による講演
- 184番は、企業及び法人役員で構成されている団体からの依頼による講演
- 185番から187番は、各企業で結成された勉強会等からの依頼による講演
- 188番から190番は、研究機関等からの依頼による講演
- 191番、192番は、地方公共団体等からの依頼による講演です。

最後は、報道機関等からの依頼によるテレビ放送番組への出演等に対する謝礼でございます。

193番から202番は、テレビ出演等に対する謝礼

203番、204番は、新聞社等へのコメントに対する謝礼等です。

- 会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、自由なご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 会長 特段ご意見がないようですので、この議題をご承認いただいたとして、贈与等報告書の審査は以上とします。

(4) 自衛隊員倫理規程の一部改正について

- 会長 それでは、「自衛隊員倫理規程の一部を改正する政令案」であります。今回の自衛隊員倫理規程の一部改正というのは、本年2月8日に国家公務員の倫理審査会が、内閣に対しまして、国家公務員倫理規程の一部改正について意見を申し出ました。これに鑑みまして、監修料の適正化等、国家公務員倫理規程が改正されることに伴いまして、自衛隊員倫理規程の所要の改正を行うというものであります。それでは、人事第1課長より説明をお願いいたします。

- 人事第1課長 自衛隊員倫理規程は、自衛隊員倫理法第5条第1項により「国家公務員倫理規程に準じて定める」とされており、今回、国家公務員倫理規程の改正に伴い、自衛隊員倫理規程についても、国家公務員倫理規程と同じ内容の改正を行うものでございます。

主要な改正内容は4つございまして、1つ目は、監修料の適正化を行うというものでございます。2つ目は、いわゆる組織ぐるみの不法行為や違法行為については、倫理規程には現在規定されていないため、新たに規制を加えるというものであります。3つ目は、規制基準の明確化。そして4つ目が、その他の細部改正事項でございます。以下、順を追ってご説明させていただきたいと思っております。

最初に監修料の適正化でございますが、補助金等又は国が直接支出する費用をもって作成される書籍等、あるいは、防衛庁本庁若しくは防衛施設庁又は独立行政法人駐留軍等労務者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等については、監修料等の受領を禁止するという規定でございます。もうひとつ監修料の関係で申し上げますと、監修料等を含む講演等の報酬に係る贈与等報告の対象の拡大がございます。現行では、利害関係者から5,000円を超える講演等の報酬を受けた場合及び、利害関係者に該当しない事業者等から、5,000円を超えてなおかつ自衛隊員が行うものであることを明らかにした場合に、贈与等報告の対象としておりましたが、利害関係者に該当しない事業者等から、自衛隊員が行うものであることを明らかにしないで講演等を実施し報酬を受けた場合は、報告の対象としていなかったわけでございます。これについて、行政の透明性の確保・向上の観点から、自衛隊員であることを明らかにしないで行った講演や監修等についても、

報告の対象とするものでございます。

それから、2番目の自衛隊員の倫理の保持を阻害する行為の禁止であります。倫理規程では、組織的な違反行為等については規定がなかったため、新たに設けたものでございます。具体的には、他の自衛隊員が、倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であるということを知りながらこれを受け取る又は、享受する行為の禁止。倫理法令違反の行為について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいする行為の禁止。管理職にあるものが、部下の倫理法違反の行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときの黙認の禁止を設けることでございます。

それから、3番目の規制基準の明確化でございますが、現在の倫理規程は、利害関係者との飲食は原則禁止であり、禁止の例外を自衛隊員倫理規程3条の第2項で規定しております。具体的には、利害関係者の負担であっても、多数の者が参加する立食パーティー、職務として出席した会合におけるコーヒー・茶菓子等は、自分で負担しなくても利害関係者の負担で行えるとなっております。それに加えて、自己費用負担、いわゆる割り勘についても、利害関係者と飲食できる場合があり、公正な職務執行に対する国民の誤解を招くおそれがない場合等が該当します。しかしながら、あまりにもこのような規定によって、公務員が萎縮してしまい、民間からの情報収集及び情報交換等が行われなくなることがないように、利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をすることは、原則可能と規定いたしました。ただし、自己の費用が1万円を超える場合には、あらかじめ、倫理監督官等に届け出なければならないという規定に改正しております。

最後に、(4) その他でございますが、利害関係者に要求ないし働きかけを行って、いわゆる第三者に利益を受けさせる行為の禁止を設けております。これまでは、職員が利害関係者から直接利益を受けることを禁止していたのですが、これに加えまして、利害関係者に働きかけて第三者に利益を受けさせる行為の禁止規定を設けております。また、贈与等報告書、株取引報告書及び所得等報告書の様式については、全てを倫理規程、政令で定めていたのですが、各種報告書の様式の改正を政令レベルで実施しておりましたのは非効率的であったため、様式に関する規定を廃止し、通達で示すことに変更いたしました。倫理規程で各種報告書の内容等については規定しておりますので、特に問題はないと考えております。ちなみに、施行日について申し上げますと、施行日は4月1日で3月15日に閣議でございます。簡単ですが以上でございます。

- 会長 それでは、ただいま、ご説明がありました自衛隊員倫理規程の改正について審議したいと思います。
- 委員 2の改正内容の(2)の3番目の「倫理法令違反行為を黙認することを禁止する」というのは理解できるのですが、1、2番目の「倫理規程違反によって得た財産上の利益であることを知りながら」の部分と、「疑いがあると思料するに足りる事実がある」ことについて虚偽の報告を行うということですが、他の規則等で補うことができたということではないんですか。
- 人事第1課長 それは、もちろん補うことはできました。犯罪に触れるものでしたら、刑事事件として立件されることもあるでしょうし、それとは別に懲戒処分の対象にもなります。例えば、職務上の注意義務違反があり、不注意だったもの、意図的に見逃したものは、当然のことながら懲戒処分の対象となります。倫理規程では、本件について何ら規定されていなかったため、新たに設けようということでございます。
- 委員 ご説明いただいたペーパーの2枚目の(4)、その他の部分の「利害関係者に要求して第三者に利益を受けさせる行為」についてですが、国家公務員倫理審査会事務局によれば、職員の親族

が経営する会社に対して、利害関係者に下請けに出すように要求する行為は、第3者に利益を受けさせる行為に該当して、処分の対象になるとのことです。この第3者に利益を受けさせる行為は、国家公務員倫理規程の改正後の条文では、第3条第1項第9号に「利害関係者をして、第3者に対し前各号に掲げる行為をさせること」が禁止行為になっています。しかし、前各号に掲げる行為について、1号から8号のどれに下請けに出すことが該当するのかということが分かりません。そこで、防衛庁の担当の方を通じて国家公務員倫理審査会事務局に確認しましたところ、国家公務員倫理規程の第3条第1項4号の「利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること」に該当するとのことでした。これは無理があるのではないかと私は思います。もう一つは、従来の倫理規程は、職員個人に対する利益を受ける行為を禁止していたから、1号から9号を規定していたのですが、第3者に利益を受けさせることを禁止するとなると、例えば、利害関係者の会社に自分の息子を就職させるとか、自分の奥さんをその会社にパートで雇わせるとかいろいろなタイプがあるのではないかと心配がありまして、それがこの1号から9号までで本当に読めるんだろうかという疑問がございます。本当に対象になるのであれば、国家公務員倫理審査会事務局の方で、改正後の倫理規程の各省庁に対する通知等の中に、その点について明確に書き込んでほしいと思います。なお自衛隊員倫理規程については、国家公務員倫理規程に倣って定めておりますし、これは一般職と特別職で身分が違うから別立てになっているわけですが、国家公務員倫理規程と違う倫理規程にしようではないかと私は申し上げようとは思いません。今私が申し上げたことは、国家公務員倫理規程の問題として、各省に対して通知等をお出しになると思いますが、明確に書き込んでほしいと思います。先生方のご意見によりますけれども、防衛庁の事務局から先方の事務局に申し入れることが、私の意見であります。

- 委員 今のお話、私もそう思います。利害関係者に要求して第3者に利益を受けさせる行為というのはいったいどういうものなんだという点が非常に難しいのではないかと思います。
- 会長 第3条の第4号の無償で役務の提供を受けることでは読み切れないと。
- 委員 これは相当難しい問題だと思います。今の時点で、自衛隊員倫理審査会として意見を出すのであれば、相当慎重に議論しなければならないと思います。
- 委員 無償役務の提供というのは、かなり広く考えられるのではないのでしょうか。
- 委員 委員がおっしゃるように、国家公務員倫理審査会事務局が考えている「職員の親族が経営する会社に対して、利害関係者に下請けに出すように要求する行為」がなぜ役務の提供に当たるのかよく理解できない。その点については、きちんと明確にされるようにと思います。
- 人事第1課長 一点申し上げたいのは、こういった無償で役務の提供を受けるという事例はないわけではありません。国家公務員倫理審査会事務局の事例が、無償の役務の提供に当たるかどうかは、若干議論のあることだとは思いますが、例えば、利害関係者の会社から第3者に人的サービスを行わせるというのは、まさに無償の役務の提供だと思います。そういう事例が全く考えられないわけではないので、この規定自体が不備ではないと思います。さっき先生がおっしゃったようにここで解釈するのは無理があるのではないかという議論を今後どうするかという話は、国家公務員倫理審査会事務局とよく協議させていただきたいと思います。
- 会長 国家公務員倫理規程というのは、再検討するということはあるんですか。
- 人事第1課長 あります。当然のことながら、見直しは所要に応じてきます。
- 委員 只今の件は、国家公務員倫理審査会事務局が各省庁に対する通知に記載していただくように、自衛隊員倫理審査会から意見があったということを、審査会全体でなくても結構ですので、私1委員として強い意見があったということをぜひ伝えてほしいと思います。

- 会 長 このような意見があるというのは、1 委員のご意見というだけではなくて、この自衛隊員倫理審査会で議論が出て、解釈がもう少しはっきりしなければならないのではということ、国家公務員倫理審査会事務局に、自衛隊員倫理審査会としてあげていただく方が、個人の意見よりは良いのではないのでしょうか。
- 人事第1 課長 文書が良いのか口頭が良いのか検討させていただきたいのですが、いずれにしてもこのような議論があるというのは、先方の事務局の方に申し入れたいと思います。
- 会 長 こういう処理でよろしいでしょうか。他にございますか。なければ一部改正の議論はこれくらいにさせていただきます。

(5) 議題の議決等について

- 会 長 それでは、本日審議されました「第20回自衛隊員倫理審査会議事録」、「贈与等報告書」「自衛隊員倫理規程の一部改正」につきまして、各委員にご決裁頂きます。
- 会 長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させて頂きたいと思います。
以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。